

令和元年（2019年）

6月那覇市議会定例会

追加議案書

令和元年6月18日

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第71号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第3号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	企画財務部 財政課	別冊
報告第22号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	1
報告第23号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	3
報告第24号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	5
報告第25号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	7

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 4 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 学校事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市首里在 |
| | 賠 償 額 | 274,297 円 |

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 4 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 学校事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市国場在 |
| | 賠 償 額 | 335,164 円 |

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 4 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 学校事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 島尻郡八重瀬町在 |
| | 賠 償 額 | 207,275 円 |

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 4 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|------------|
| 1 | 事 件 名 | 学校事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 豊見城市高嶺在 法人 |
| | 賠 償 額 | 212,000 円 |

